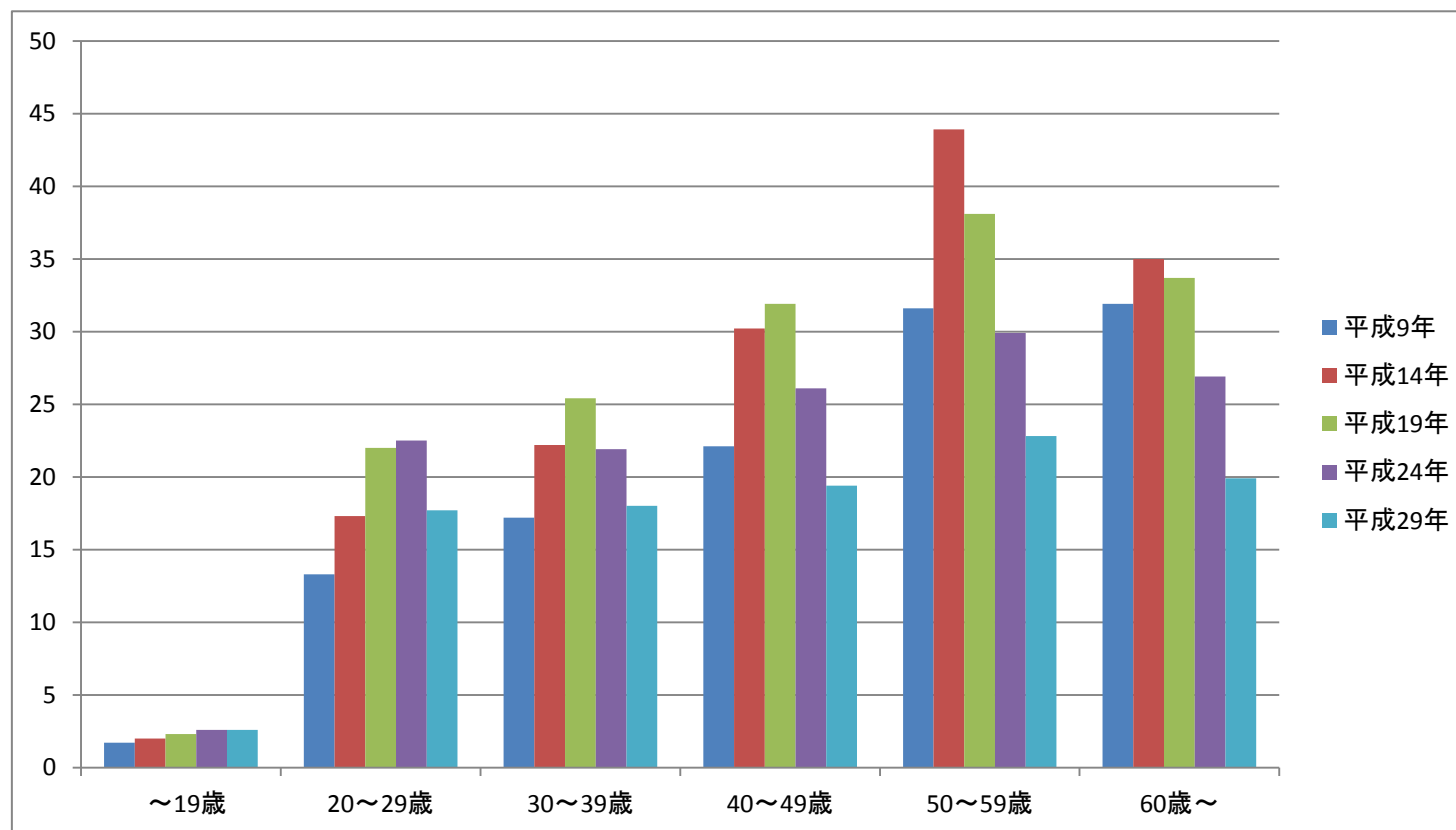


全国の年齢階級別の自殺死亡率(※)の推移(平成9年、14年、19年、24年、29年)

	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳～
平成9年	1.7	13.3	17.2	22.1	31.6	31.9
平成14年	2.0	17.3	22.2	30.2	43.9	35.0
平成19年	2.3	22.0	25.4	31.9	38.1	33.7
平成24年	2.6	22.5	21.9	26.1	29.9	26.9
平成29年	2.6	17.7	18.0	19.4	22.8	19.9

資料:厚生労働省・警察庁「平成29年中における自殺の状況」

※自殺死亡率:人口10万人当たりの自殺者数



「自殺防止！東京キャンペーン」（平成30年9月）実施結果

- 毎年9月、3月を「自殺対策強化月間」として、自殺防止キャンペーンを実施。
- その一環として、自殺などの心の悩みを持つ方や家族等を自殺により亡くした方などに対する「特別相談」や若者の自殺予防をテーマとした講演会等を行った。

1 特別相談

平成30年9月「自殺防止！東京キャンペーン」特別電話相談 日程表

月	火	水	木	金	土	日
計 171 件（内訳：都センター30件 区市町 38 件 関係機関 103 件）					1 54時間特別相談 （NPO法人国際ビフレンダーズ 東京自殺防止センター） 0120-58-9090 <1日0時～3日6時>	2 230件
3 多重債務110番 （東京都消費生活総合センター） 03-3235-1155 <3日～4日・各日9時～17時>	4	6	7	8	9	
10 自殺予防いのちの電話 （一般社団法人日本のいのちの電話連盟） 0120-783-556 <10日8時～11日8時>	56件	12 自死遺族傾聴電話 （NPO法人グリーフケア・サポートプラザ） 03-3796-5453 <11日～14日・各日10時～22時>	13	14 56件	15	16
17 東京都自殺相談ダイヤル～こころのいのちのほっとライン～ （NPO法人メンタルケア協議会） 0570-087478 <17日～21日・各日24時間> ※0570で始まるナビダイヤルは携帯電話の無料通話やかけ放題プラン等の対象外です。	18	19	20	21 314件	22 自死遺族相談ダイヤル （自死遺族のための電話相談） （NPO法人全国自死遺族総合支援センター） 03-3261-4350 <22日～24日・各日11時～19時>	23 11件
24 自死遺族相談 ダイヤル	25	26	27	28	29	30
有終支援いのちの山彦電話～傾聴電話～（NPO法人有終支援いのちの山彦電話） 03-3842-5311 <1日～30日・月～木、土、日、祝日12時～20時/金12時～22時>					540件	
【来所相談】心の健康相談～職場における心の悩みに関する相談～ （東京都労働相談情報センター） ※都内6か所の事務所で実施						

2 こころのいのちの講演会「若者の自殺予防とSNS」

〔日 時〕 平成30年9月7日（金曜日） 午後2時から午後5時

〔場 所〕 東京都議会議事堂1階都民ホール

〔来場者数〕 115人〔学生27人、都民40人、関係団体18人、行政職員30人〕

〔内 容〕

第1部 基調講演『若者の自殺対策を考える』

〔講 師〕 五十嵐 千代 氏（東京工科大学医療保健学部看護学科 教授）

第2部 大学生によるシンポジウム『SNSで若者の命を救いたい』

前半は、大学生特有の自殺の原因やゲートキーパーとしての役割、大学生のSNSの利用の実態や相談先について、学生が3グループに分かれてプレゼンテーションを実施。

後半は、学生の代表が登壇し、五十嵐教授の司会のもと、SNSを利用した自殺対策等についてシンポジウムを行った。参加者（一般都民等）も交え、会場全体で議論が活発に行われた。

東京都自殺総合対策計画の概要

～こころといのちのサポートプラン～

第1章 これまでの経緯

第2章 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

(2) 計画の位置づけ

(3) 自殺対策の基本的な考え方

(4) 計画期間

平成30(2018)年度から34(2022)年度の5年間

(5) 数値目標

平成27年と比較して30%以上減少

自殺死亡率 17.4→平成38(2026)年までに 12.2以下

自殺者数 2,290人→平成38(2026)年までに 1,600人以下

第3章 東京都の自殺の現状

【統計データから見る東京都の現状】

(1) 全体的な状況

○自殺者数・自殺死亡率の年次推移

(2) 性別・年齢別の特徴

○性別・年齢階級別の自殺者数、自殺者の年齢構成

(3) 自殺者の自殺未遂歴の状況

(4) 職業別の自殺者数の推移

(5) 自殺の原因・動機

【意識調査・アンケート結果】

○自殺防止対策を推進した方が良いと思う年代

○自殺防止対策として効果的だと思う取組

第4章 これまでの取組

【事前予防（一次予防）】

➢自殺防止！東京キャンペーン、ホームページ『ここナビ』

【危機対応（二次予防）】

➢自殺相談ダイヤル、ゲートキーパー養成事業

【事後対応（三次予防）】

➢自殺未遂者支援、遺族支援など

第5章 東京都における今後の方向性

- ・若年層の自殺対策を強化
 - ・働く人の自殺を防ぐ
 - ・自殺未遂者の再企図を防ぐ
 - ・遺された人への支援を充実する
 - ・地域の状況に応じた効果的な対策を推進
- 等

第6章 東京都における施策

【基本施策】

(1) 区市町村等への支援強化（地域自殺対策推進センターによる支援）

(2) 地域ネットワークの強化（自殺総合対策東京会議の運営等）

(3) 自殺対策を支える人材育成（ゲートキーパー、相談職員等への研修等）

(4) 住民への啓発と周知（自殺対策強化月間における啓発事業等）

(5) 生きることの促進要因への支援（相談窓口・支援体制の充実等）

【重点施策】

(1) 広域的な普及啓発（自殺は誰にでも起こり得る問題であることへの理解促進等）

(2) 相談体制の充実（各専門相談機関と連携した相談者への支援等）

(3) 若年層対策の推進（SOSの出し方に関する教育、SNSを活用した自殺相談等）

(4) 職場における自殺対策の推進（メンタルヘルス対策の推進等）

(5) 自殺未遂者の再企図を防ぐ（医療機関や地域保健関係者等に対する研修等）

(6) 遺された人への支援の充実（遺族等が適切な支援を受けられるよう必要な情報の提供）

【生きる支援関連施策】

(1) 自殺防止につながる環境整備（ホームの転落防止対策等）

(2) 様々な悩み・問題に対する相談支援の実施（多重債務相談等法律関係機関と連携等）

(3) 関係機関の職員等を対象とした研修等（各種相談窓口職員に対する支援等）

(4) 地域における必要な支援につなげるための取組

（高齢者の見守り支援ネットワークの活用等）

(5) 適切な精神科医療の受診確保（自殺未遂等による救急患者への対応等）

第7章 推進体制

- ◇自殺総合対策東京会議
- ◇関係機関・団体等の役割
- ◇区市町村の役割
- ◇都の役割（東京都地域自殺対策推進センター）
- ◇都民の役割

東京都の自殺総合対策

これまでの経緯等

- 平成18年6月 自殺対策基本法成立
- 平成19年1月 自殺対策庁内連絡会議設置 【都】
- 平成19年6月 自殺総合対策大綱策定
- 平成19年7月 自殺総合対策東京会議設置 【都】
- ◆保健、医療、福祉、教育、労働など様々な分野の参加により、行政・民間等が幅広く連携して自殺対策を推進
- 平成21年3月 自殺総合対策の基本的な取組方針策定 【都】
- 平成24年8月 自殺総合対策大綱の見直し
- 平成25年11月 自殺総合対策の基本的な取組方針改正 【都】

<基本的な取組方針（抜粋）>

- 自殺には多様かつ複合的な原因及び背景があることから、多様な関係機関・団体、地域が一体となって対策を推進
- 事前予防（一次予防）、危機対応（二次予防）、事後対応（三次予防）の各段階ごと、対象ごとの施策を効果的に組み合わせた取組
- 地域における自殺実態・実情に応じた取組を推進

◆数値目標

平成28年までに、平成17年の自殺死亡率20%以上減
21.7→17.4以下

- 平成28年4月 改正自殺対策基本法施行
- 地方自治体による自殺対策計画策定の義務付け
 - 地域自殺対策推進センターの設置等機能強化
- 平成29年7月 自殺総合対策大綱の見直し
- 平成29年11月 計画策定ガイドライン公表

今後の方向性

- 平成29年4月 東京都地域自殺対策推進センター設置
- 区市町村において地域の実情に応じた自殺対策が推進されるよう情報提供や区市町村の自殺対策計画策定等の支援を行うため設置
- 平成30年6月 東京都自殺総合対策計画策定

【東京都地域自殺対策推進センター】

- ◎地域における自殺実態把握、区市町村自殺対策計画策定支援、人材育成研修、管内の連絡調整、区市町村自殺対策計画策定を支援 他

【東京都自殺対策計画】

- 自殺総合対策大綱及び計画策定ガイドラインに基づき、地域の実情に合った計画を策定
- 東京会議(部会含む)において、学識経験者や福祉、保健、医療、労働などの関係機関、区市町村の意見を聴取し策定
- 計画期間
平成30(2018)年度から平成34(2022)年度(5年間)
- 数値目標
平成38(2026)年までに、自殺死亡率と自殺者数を、平成27(2015)年と比較して30%以上減少
- ◎自殺死亡率 17.4 → 12.2以下
(自殺死亡率:人口10万人当たりの自殺者数)
- ◎自殺者数 2,290人 → 1,600人以下

自殺対策の推進体制を強化するとともに、東京都自殺対策計画に基づき、計画的に取組を進めていく。

計画に基づく施策展開

基本施策

国(自殺総合対策推進センター)が全国的に実施されることが望ましいと示している5つの施策

- ◎区市町村への支援強化
 - ・地域自殺対策推進センターによる支援
- ◎関係機関・地域ネットワークの強化
 - ・「自殺総合対策東京会議」の運営
 - ・「こころといのちの相談・支援 東京ネットワーク」の充実
- ◎自殺対策を支える人材の育成
 - ・ゲートキーパーの養成
 - ・相談職員等への研修等
- ◎住民への啓発と周知
 - ・自殺対策強化月間における普及啓発等
- ◎生きることの促進要因への支援
 - ・相談窓口・支援体制の充実
 - ・自殺未遂者の支援体制の強化等

重点施策

東京都の自殺の現状を踏まえ、特に強化すべき6つの施策

- ◎広域的な普及啓発
 - ・自殺対策強化月間における普及啓発
- ◎相談体制の充実
 - ・相談窓口・支援体制の充実
- ◎若年層対策の推進
 - ・若年層向け講演会
 - ・SNS自殺相談等
- ◎職場における自殺対策の推進
 - ・メンタルヘルス対策等の推進等
 - ・企業経営者等に対する理解促進
- ◎自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
 - ・自殺未遂者の支援体制の強化
- ◎遺された人への支援の充実
 - ・遺族等への必要な情報の提供等

生きる支援関連施策

東京都における様々な事業のうち、自殺対策に資する関連施策

- ◎自殺防止につながる環境整備
 - ・自殺を防ぐ環境整備
 - ・危機情報の迅速な伝達・対応の仕組みの整備
- ◎様々な悩み・問題に対する相談支援の実施
 - ・相談機関・相談窓口の充実
 - ・各種支援機関の設置
- ◎関係機関の職員等を対象とした研修等
- ◎地域における必要な支援につなげるための取組
- ◎適切な精神科医療の受診確保
 - ・内科医等のかかりつけ医と精神科医との連携の強化

【地域自殺対策強化交付金】

若年層向けの対策や自殺未遂者支援など、地域の特性に応じた自殺対策力の強化に資する区市町村や民間団体の取組を支援

【医療保健政策区市町村包括補助事業（都単独事業）】

区市町村が地域の実情等を踏まえて行う「医療・保健」分野に係るサービス提供・基盤整備を支援
例) 自殺対策連絡協議会運営経費 等